

# 令和2年度 市民活動団体支援金 支援を希望する団体を



ボランティア活動などへの関心を高め、豊かで活力あるまちづくりを促進することを目的に、非営利な市民活動を支援する市民活動団体支援金交付制度です。対象は、地域のために活動するボランティア団体やNPO団体です。この制度を利用して、来年度に支援を希望する団体を募集します。  
※3月の定例議会で予算案が審議され、その可決をもって実施します。

## 自分たちの活動をPRして 団体を支援してもらえらるチャンス

支援金の額は、市民の皆さんが支援を希望する団体の中から応援したい団体を選び、届け出をした件数と金額に応じて決まります。自分たちの活動を積極的にPRして、応援してくれる人が増えれば、交付される支援金も増えます。

ボランティア団体やNPO団体にとっては、多くの人たちに自分たちの活動を知ってもらって、支援してもらえるチャンスです。

### Q どのような団体が対象ですか

次の要件をすべて満たしている団体が、支援の対象になります。

- ①市内に事務所がある、②定款・規約等がある、③会員が5人以上、④宗教的活動・政治的

活動をしていない、⑤非営利活動を行っている

### Q 対象の事業はどのようなものがありますか

来年度に行われる福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の事業で、次の要件を満たしている事業が対象です。一年度につき申請できる事業は1件です。

- ①市内で実施するもの、②市民活動団体の会員だけを対象としているものではない、③支援を受けようとする年度に、本市から別の補助金などの交付を受けていない

### Q どのような経費が対象ですか

支援の対象になる経費は、講師などに払う謝金、ポスター・チラシなどの印刷代、会場使用料などの申請した事業を実施するために必要なものです。団体の維持や運営などに関する経費は、対象外となります。

### Q 支援金の交付時期はいつですか

支援金は、10～11月頃に交付が決定されてから、概算で請求することができます。

来年度から支援金の上限額が50万円から40万円に変わります。40万円もしくは事業費総額の2分の1以内のいずれか低い金額が、支援金の上限になります。

実際の交付額は、市民の皆さんからの選択届けの結果が出てから決定します。

## 1月25日(土)に説明会を行います

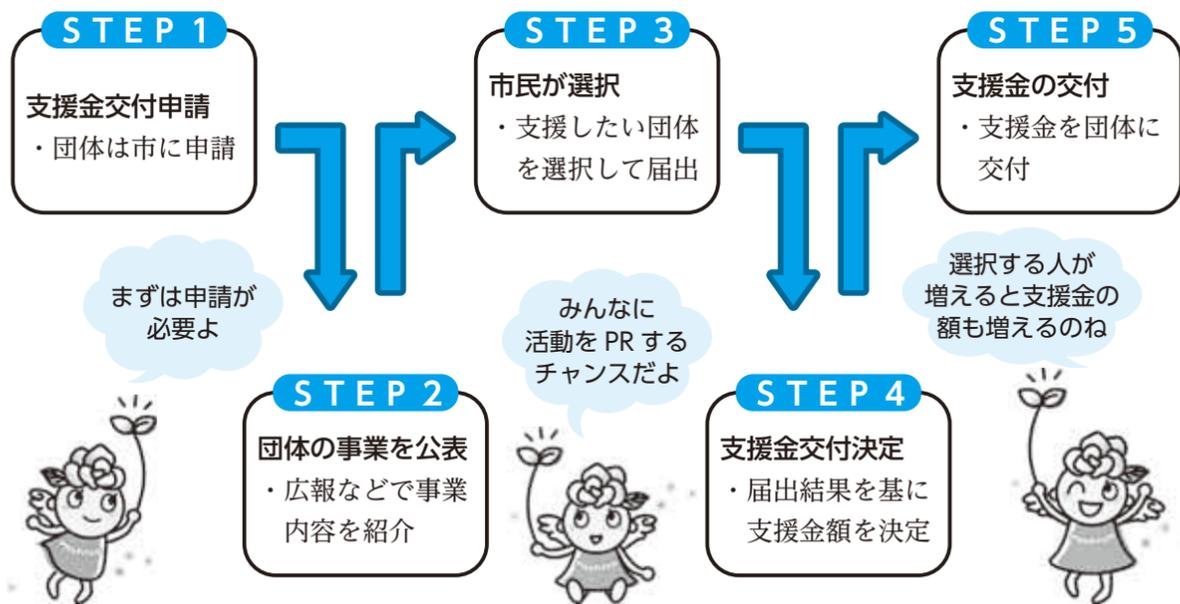
来年度に支援を希望する団体を対象に説明会を行います。申請書や団体向けのガイドブックを配布し、制度の概要や申請方法を説明します。参加を希望する団体は、1月17日(金)までに電話、ファクス、電子メールで、団体名、参加人数などをコミュニティ推進課へ連絡してください。申し込み多数のときは、人数の調整をお願いする場合があります。

▶日時 1月25日(土)午後2時～4時 ▶場所 市役所別館2階第1・2会議室 ※説明会に参加できない団体も、申請期間中に随時相談を受け付けますので、事前にご連絡ください。

## 支援対象団体の申請受付は 1月27日(月)～2月14日(金)

【申請方法】 ▶日時 1月27日(月)～2月14日(金)の祝日を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時 ▶必要書類 申請書、事業計画書、事業収支予算書など。詳しくは、団体向けのガイドブック、市HPをご覧ください ▶提出方法 事前に電話で予約してから、コミュニティ推進課に必要書類をお持ちください。郵便、ファクス、電子メールでの提出はできません

## 市民活動団体支援金制度の流れ



### 消防をかたる不審訪問や電話にご注意を

消火器や住宅用火災警報器の点検業者や消防関係者と名乗って、言葉巧みに署名させて高額な料金を請求したり、電話で一人暮らしの高齢者に防災グッズを無償配布すると偽り、住所や世帯状況などの個人情報を探ってきたりする事案が報告されています。不審な電話を受けた時は、予防課(459)7803へ連絡してください。  
(予防課)

### 生活支援の担い手養成講座の開催

高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしく生活を続けるために「これからの地域社会」をテーマに講座を開催します。高齢者がいつまでも元気に暮らすために身の回りにある資源を再確認しながら、今自分にできることを一緒に考えてみませんか。  
▼講師 淑徳大学 山下興一郎氏 ▼日時 1月26日(日)午後1時30分～3時30分 ▼場所 総合生涯学習プラザ 先着100人 ▼問い合わせ 社会福祉協議会(483)3021 (長寿支援課)

### 小・中学校の体育施設を開放します

団体の過半数が市内在住かつ在学中・在勤中、指導者や責任者が明確な、常に10人以上が参加できるスポーツ団体を対象に、小・中学校の体育施設を開放します。小学生までの子どもだけで活動する場合は、指導者や責任者の中に成人が必ずいることが条件です。  
▼利用期間 2年4月1日(水)～3年3月31日(水) ▼開放場所/時間 ①小学校体育館/月曜～金曜日午後6時～9時、土曜・日曜日、祝日午前9時～午後9時 ②小学校運動場/土曜・日曜日、祝日午前8時～午後5時(10月～3月は午前9時～午後4時) ③中学校体育館・柔剣道場/午後7時～9時 ▼申し込み 1月20日(月)～31日(金)の平日に申請書を文化・スポーツ課へ持参。申請書は1月10日(金)から同課、公民館窓口(大和田公民館を除く)、市ホームページで入手できます。元年度に登録した団体も申請が必要です ▼調整会議 申請した団体は後日、調整会議を開催しますので必ず参加してください ▼問い合わせ 文化・スポーツ課(481)0305

### 被災した住宅修繕の利子を補助

台風15・19号により被災した住宅を修繕する費用を金融機関から借り入れる場合、借入金に係る利子の一部を補助します。  
▼対象者 ①被災住宅を所有している人またはその親族で、災害発生時に被災住宅に居住していた人(り災証明書が必要) ②令和元年9月9日以後に金融機関と契約を結び、2年3月31日(火)までに当該資金を借り入れた人 ▼対象となる借入金額 10万円以上500万円以下 ▼利子補給期間 5年間 ▼補助率 年2%(借入金の利子の利率が年2%未満であるときは、支払った利子の額)  
※必要書類や、申請方法など、詳しくは、電話で建築指導課へ。被災住宅修繕緊急支援事業補助金の申請も受け付けています。